

学校生活のきまり

I 校内生活について

マーカー部分は
令和8年度から
の追加・変更点

1 時間…決められた日課時刻は必ず守り、充実した学校生活を送る。

- (1) 登校時刻 8時10分（登校後、着席して読書始める）
 - (2) 完全下校時刻 15時55分（6時間授業で部活動がない場合）
15時05分（5時間授業で部活動がない場合）
- 部活動の終了時刻と下校時刻

	部活動終了時刻	下校時刻
4～9月（市新人大会まで）	17時35分	17時45分
9月（市新人大会後）	17時00分	17時10分
10月	16時50分	17時00分
11～1月	16時35分	16時45分
2月	16時50分	17時00分
3月（卒業式まで）	17時20分	17時30分
3月（卒業式後）	17時35分	17時45分

2 規律…楽しい集団生活と突りある諸活動を進めるため、次のことを正しく守る。

- (1) 教室や校舎の内外を清潔にし、用具や物品の整頓を心掛ける。
- (2) 登校後、下校までは許可なく校外に出ない。
- (3) 欠席、遅刻、早退の時は、その理由を保護者から担任に連絡する。
- (4) 遅刻して登校した時や早退するときは、職員室に報告する。
- (5) 公共物は大切に扱う。

3 礼儀…お互いの人格を認め合い、心の通った人間関係をつくるための礼儀を大切にする。

- (1) 先生や、来客には進んであいさつをする。また、友人同士も互いにあいさつを交わす。
- (2) 授業の始めと終わりは正しく礼をする。
- (3) 正しい言葉遣いを心掛ける。

4 生徒心得

- (1) 授業は、原則、制服を着用する。
 - ・体操服に着替えるのは、体育、美術、技術・家庭、書写、理科（実験）の授業の前の休み時間とする。ただし1時間目にそれらの授業があるときは、朝の会終了後に着替える。午前中にそれらの授業がないときは昼休みに着替える。
 - ・雨の日は体操服で登校してよい。登校後、朝の会までに制服に着替える。ただし、1時間目に体操服に着替える必要がある授業の場合には、体操服のまま朝の会を受けてもよい。
 - ・赤ビズ（夏季クールビズ）期間は体操服（半袖半ズボン）で登校してよい。
 - ・赤ビズ（冬季ウォームビズ）期間はウィンドブレーカー上下（下は体操服長ズボンも可）で登校してよい。登校後、朝の会までに制服に着替える。
 - ・寒い時は、制服や体操服（長袖）の上にウィンドブレーカーやコートを着て授業を受けてもよい。
 - ・儀式、全校集会、学年集会、テスト等は、原則、制服で参加する。
- (2) 水筒またはペットボトル（ホルダーに入れてある）は、年間を通して持参してよい。
 - ・持参できる飲料は、水、お茶（麦茶、緑茶等甘くないもの）、スポーツドリンクとする。
 - ・飲み終わったペットボトルは家に持ち帰る。
 - ・飲み物は各自が責任をもって管理する。また、他人の飲み物をもらって飲まない。
- (3) 金銭やスマートフォン、菓子やアメ類など学校生活に必要なものは持ち込まない。必要があつてスマートフォン等をもって来る場合には保護者を通して事前の申請をする。
 - ・必要があつて金銭やスマートフォン等を持参した場合は、盗難防止のため担任（職員室）に預ける。
 - ・不要なものを持参した場合は担任が預かり、後に保護者を通じて返却する。
 - ※迷った時は担任に連絡・相談する。
- (4) 学習用具等は、通学バッグ（学校指定）とサブバッグ（赤中バッグ）に入れて持参する。
- (5) スマートフォン、携帯電話、インターネットの適切な利用と共に、インターネット上のトラブルが起こらないように、情報モラルを身に付ける。
- (6) 部活動の荷物はサブバッグ（赤中バッグ）や部で購入したリュックに入れる。
- (7) 部活動の活動着は原則、体操服、チームでそろえたもの、中体連協賛のもの、単色無地またはワンポイントのスポーツウェアとする。

Ⅱ 校外生活について

- 1 社会のルールを守り、公共のマナーを考えて生活する。
- 2 外出時間に注意する（特別な事情を除き、夜間の外出はしない。）

（参考）

- ※1 茨城県風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行条例
『ゲームセンター等16歳未満の入場は午後6時まで（保護者同伴でも認められない）』
- ※2 茨城県青少年の健全育成等に関する条例 第33条
『保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう）に外出させないよう努めなければならない。』

Ⅲ 望ましい服装について

常に清潔さを心がけ、規定の服を着用する。

【Aタイプ(学ラン)】

○上着

- ・標準型とする。
- ・白ワイシャツ(長袖又は半袖)とする。

○スラックス

- ・標準型とする。

【Bタイプ(ブレザー)】

○上着

- ・背広型とする。
- ・丸襟ショールカラーブラウス又は、**白ワイシャツ**とする。

○スカート

- ・ジャンパースカートとする。
- ・夏用スカートは、紺のつりスカートとする。
- ・スカートの長さは、ひざがかくれる程度とする。

○スラックス

- ・紺または黒の無地のもの。

服装規定付則

- 1 制服胸ポケット部分に名札を付ける。また、体操服には学校指定の名札を付ける。
- 2 夏は健康上、白ワイシャツやブラウスの下に半袖体操服または白や無地のシャツを着用する。
- 3 ベルトは派手でない黒または紺とする。
- 4 靴下は白・黒・紺・**グレー**とし、ワンポイントは可とする。くるぶしが完全にかくれ、足首を保護できる長さとする。また、冬期に黒のストッキング、タイツ、またはレギンスを着用できる。
- 5 通学用靴は白・黒・紺・グレーを基調とした運動靴とする。
- 6 上履きは指定靴とする。
- 7 セーター、カーディガン、ベストは、黒や紺、グレーの無地とし、制服の**上着**の下に着用できる。
また、防寒用にインナーシャツを着用することができる。ただし、裾や袖が制服や**半袖体操服**からはみ出ないように着用する。
- 8 防寒着（コートまたはウィンドブレーカー）は、派手でないものとする。部活動で購入したウィンドブレーカーも着用できる。
- 9 マフラーは、安全に留意した長さのものを使用する。また、寒い時は手袋を着用する。

Ⅳ 望ましい髪型について

中学生にふさわしく、活動的、衛生的な髪型にする。

- 1 前髪は、目にかからないようにする。また、眉は自然な状態に保つ。
- 2 脱色したり染色したりしない。また、カールやパーマはかけない。
- 3 整髪料はつけない。
- 4 生徒同士が特異と感じる髪型はせず、左右全体のバランスを整えること。
※ 特異な髪型の例…マンバン、ライン、ウルフカット、サイドテールなど
- 5 髪が肩にかかる場合はきちんと縛る。縛るゴムは黒・紺・茶とし、リボン等の装飾品は使用しない。縛る位置について規定はないが、TPOを考慮すること。